

田・和田・石川三氏の邸地邊は残らず本多下邸地内なりしが、御前坂の下は明地にて、下邸内にあらず。然るを微妙公、年寄女中今井の名跡として戸田靱負を被召出、七百石賜はり、居邸を被下時、如何成事にや此の地を揚地に命ぜられ、彼の邸地に賜はりたり。此の地其の以前本多家中戸田靱負とて千石取の邸地なり。然るを同苗同名の人再び拜領せしは、不思議成事也と、先年藩侯より御尋ねの時、今の戸田氏より書上げたりしと云ふ。湯淺祇庸曰く、藩士の戸田靱負は、青山永保がいへる如く、微妙公の時よりの年寄女中今井の名跡にて、今井の茶湯料五十石も世々家祿の外に賜はりたり。又和田次郎兵衛は、微妙公の年寄女中中山の名跡にて、寛文元年元祖次郎兵衛を被召出、六百石賜はりたり。又石川太郎右衛門は、天珠公の生母善良院殿の親族にて、太郎右衛門を初めて被召出、寶曆八年新知百五十石賜はりたり。然れば戸田・和田は年寄女中の名跡にて呼出され、その頃如何なる故ありしかを傳承せずといへども、本多氏下邸地の内揚地を命ぜられ、兩人の邸地となし賜はりたるものなり。石川は寶曆八年に新知賜はりたる後

の事なれば、稍晩近の事にて、右揚地と成りたる地面の餘分有之を、追つて居邸に賜はりたりしと聞ゆ。然らば此の地邊の揚地と成りたるは、寛文の頃ならんかといへり。平次按するに、和田次郎兵衛は寛文元年に呼出され、年寄女中中山の名跡を命ぜられしかど、此の邸地を賜ひしは、延寶以後ならんか。延寶の金澤圖を見るに、此の地邊都て本多安房下屋鋪と記載す。さて右三士世々居住せしかど、明治慶藩の際三士共地面を賣却して退去せり。

○戸田靱負傳

靱負は、美濃國大垣藩戸田采女正の別れにて、本多安房守政重のゆかりの人なる故に、千石を合力なし、下邸内に居宅を建て、居住せしめたりといへども、後に暇申請け退去すと云ふ。按するに、本佐錄の添書に、此の書の下書、佐渡守次男安房殿は松平加賀守殿の御家老なりしが、是へ被送、他の見聞もなかりし。安房殿家老戸田靱負助七十餘にて、京二條下る材木町東側に隠遁し居たる時、予が友三宅玄賀法名慶雲佛道の友なれば、折にふれ興に乗じて、此の書の物語有之時、玄賀強ひて懇望いたされ、寫置きて息

孝伯へ贈られたり云々。本多佐渡守正信に子息兩人あり。兄は上野介、二男安房守。また戸田靱負助は佐渡守殿内室の甥也。とあり。一説に、戸田靱負は元祖安房守政重の妾腹に出生せし男子にて、其の實は美濃大垣藩戸田左門の子なり。故に戸田氏を稱したるか云ふ。平次按するに、彼の妾が事は、隨意雜錄に、本多故安房守上京の時、戸田左門殿と切々出合ひ、常々別して知音なりしゆゑに、美濃大垣へ立寄被申ける處、左門殿甚だ悦び饗應せられ、寵妾を出し酌などとらせけるに、安房守目に入り、此婦人をひたすら所望せられける處、此頃懷妊中に候間成間敷由左門殿被申。安房守夫こそ一段之儀、若し男子ならば子に可仕、女子ならば何方なりとも有付かせ可申との事にて、加州へ召連れ來りけるに、則ち男子出生す。本多刑部と名乗り、加州の御家にて人持組となし、家祿千五百石賜はる。然る處戸田左門殿も旗本へ出し度存知られ、美濃大垣へ引取られけれども、旗本に有付ける事ならず、大垣にて千石被遣たり。其頃利常卿も御懇意なりしゆゑ御贈物ありしと也。又三壺記にも、先年將軍家御上洛の時、本多安房守利常卿

の御供にて上京せし頃、近江國膳所の城主富田左門へ立寄り酒宴のとき、いと優なる女中出で酌を取りけるに、安房守此の女を所望せられければ、左門被申けるは、身重きやうに聞く、安産して後遣し可申と云ひけるに、安房守其儘連れて行き、男子ならば主人に申して知行をとらせ、若し女子ならば縁付かせ可申とて、頗に金澤へ連來られ、萱屋の前とぞ申しける。程なく出産ありて男子を出生す。成長の後中納言利常卿召出され、本多刑部と名乗り、千石扶持せらる。光高君逝去の一年前に、富田左門美濃の大柿にて死去の跡へ引越し、富田采女と申しけり。かくて彼萱屋の前死の妹なりけるを、安房守政重嫁娶せられ、長松丸出生なりと云々。右富田左門は則ち戸田左門が事也。此の傳説共にて見れば、戸田靱負とは元より別人なること知られければ、其の事實由縁あるやうに聞ゆ。故に本多氏に於ても、先年美濃大垣の戸田家へ問合等の事ありしかど、判然たる答なかりしといへり。さて戸田靱負といへるは、元和二年十二月本多元祖安房守政重より書出したる家人武功取調書